

沼津市教育委員会告示第7号

沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和元年5月16日

沼津市教育長 奥村 篤

沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）後援名義使用承認の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の対象)

第2条 後援名義の使用は、次条に規定する主催者が第4条に規定する事業を実施する場合に承認するものとする。

(対象となる主催者)

第3条 後援名義使用承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治的団体及び宗教団体を除く。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (3) 学校教育若しくは社会教育の普及若しくは振興に資すると認められる団体又はそれに準ずる団体等であって、事業実施に当たって法令を遵守し、事業を適正に遂行する体制が確保されると教育委員会が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者は、承認の対象としない。

(対象となる事業)

第4条 後援名義使用承認の対象となる事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が、教育、学術、芸術、文化、スポーツ等の普及又は振興に寄与するものであること。
- (2) 事業の目的及び内容が、政治的、宗教的及び営利的活動でないものであること。

- (3) 広く沼津市民を対象とし、公益性が高いものであること。
- (4) 入場料、参加料等を徴する場合は、その額及び目的が適切であること。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。
- (6) 本市教育行政の施策に係る方針に反しないものであること。
- (7) 過去に後援名義使用の承認をしたものについては、承認の条件が遵守されていたものであること。

(申請の手続)

第5条 後援名義使用承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、原則として開催2月前までに、沼津市教育委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業開催要項、企画提案書その他事業内容が分かる書類
- (2) 申請者の定款、規約、会則又は活動目的若しくは活動内容が分かる書類。ただし、事業が申請者により例年開催され、過去に教育委員会から後援名義使用承認を受けたものであって、教育委員会が認めた場合は、これを省略することができる。
- (3) 入場料、参加料等が有料である場合には、収支予算書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(承認等)

第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、沼津市教育委員会後援名義使用承認書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 前項により教育委員会が承認する後援名義は、「沼津市教育委員会」とする。
- 3 教育委員会は、後援名義使用の承認について、必要な条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、申請者が第3条又は第4条各号の条件を満たさず、後援名義使用を承認しないときは、沼津市教育委員会後援名義使用不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(計画の変更)

第7条 申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容を示した書類を教育委員会に提出するものとし、その承認を受けるものとする。

(報告)

第8条 申請者は、第6条による後援名義使用承認を受けた事業完了後、速やかに沼

津市教育委員会後援名義使用承認事業実施報告書（第4号様式）に事業書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する事業が入場料、参加料等を徴するものであったときは、前項の報告書に収支決算書を添付するものとする。

（承認の取消）

第9条 教育委員会は、後援名義使用承認後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義使用の承認を取り消し、沼津市教育委員会後援名義使用承認取消通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

- (1) 第3条又は第4条各号の条件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請者の団体が解散したとき又は事業を中止したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他教育委員会が後援名義使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。